

H21.4.1 現在

グループホームたんぽぽのご利用の説明書

「安心・信頼・やすらぎ」(法人理念)

「思いやり・やさしさ・ありのまま

地域の皆様とともに生活する喜び」(たんぽぽ方針)



運営法人 社会福祉法人南相馬福祉会

グループホームたんぽぽのご利用の説明書

可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活したい。だれもが願うことと思います。グループホームたんぽぽ（以下「事業所」といいます。）は、認知症を伴う要支援・要介護者であっても家庭的な環境と地域の方々との交流の中で、日常生活を過ごす上で支障がある部分を支援することによって、一人ひとりの有する能力に応じた日常生活ができる居住機能を持った事業所です。

1. 運営法人の概要

- ・ 社会福祉法人南相馬福祉会

福島県南相馬市原町区高見町二丁目70番地

電話番号 0244-25-2811 (代表)

FAX 0244-25-2812

E-mail manyoun@orion.ocn.ne.jp

URL <http://minamisoma.ask-daiko.co.jp/>

設立年月日 平成9年7月29日(福島県指令高第767号)

- ・ 運営施設、居宅サービス事業等

特別養護老人ホーム福寿園(原町区)・福寿園デイサービスセンター(原町区)

福寿園ヘルパーステーション(原町区)・福寿園居宅介護支援センター(原町区)

原町東地域包括支援センター(原町区)・ケアハウスさくら荘(原町区)

特別養護老人ホーム万葉園(鹿島区)・グループホームたんぽぽ(鹿島区)

特別養護老人ホーム梅の香(小高区)

2. 事業所の運営方針

- ・ 介護計画に基づき、ご利用者が家庭的な環境と地域の方々との交流の中で、入浴、排泄、食事等の介護、相談援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。
- ・ 介護保険法等の趣旨に沿ってご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
- ・ 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関との密接な連携を図り、サービスの提供に努めます。

3. 事業所の概要

- ・ 所在地 福島県南相馬市鹿島区西町三丁目3番地

- ・電話番号 0244-67-1554
- ・FAX 0244-67-1552
- ・介護保険指定番号 認知症対応型共同生活介護 福島県 0773300199号
介護予防認知症対応型共同生活介護 福島県 0773300199号
- ・開設年月日 平成14年12月4日
- ・利用者定員 9人

4. ご利用できる方

次の要件を全て満たす方です。

- ・認知症状のある方
- ・介護保険の認定で要支援2又は要介護1～5の認定を受けた方
- ・原則として南相馬市の被保険者の方
- ・共同生活に支障がない状態の方
(明らかに医療行為が必要な身体、精神状態等ではない方)

5. 事業所の設備の概要

- ・建物構造等 鉄筋コンクリート造り平屋建て 349.9㎡
- ・居室面積 個室13.5㎡
- ・備付居室設備 ベッド、キャビネット(収納庫)、冷暖房エアコン、ナースコール
- ・その他の設備 食堂、居間、浴室、台所、洗濯室、トイレ等

6. 利用者代理人及び身元引受人について

お1人の利用者代理人及び身元引受人を付けていただきます。ただし、身元引受人については、社会通念上身元引受人を定めることができない相当な理由がある場合はその限りではありません。なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。

なお、身元引受人の責務については以下の通りです。

- (1) ご利用者が利用料の支払いができない場合の費用負担の連帯責務
- (2) 利用終了により、居室の明け渡し、利用者及び残置された所有物の引き取り
- (3) 入院等による身の上看護の決定等

7. 利用決定の手順

現在、利用をお待ちになっている方がおりますので、次の手順により利用決定をいたします。

- (1) 利用申込書の提出(介護保険被保険者証の写しを添付)
- (2) 利用待機者名簿への登録
- (3) 事業所より順番が来たことを連絡

- (4) 利用申請書類の提出（身元保証届、住民票、健康診断書等）及び利用申込者の面接調査
- (5) 事業所による利用判定会議
- (6) 重要事項説明書の説明と同意
- (7) 利用契約書の締結
- (8) 利用開始

※申し込みをされ、順番が来ても以下の場合には利用できない場合があります。

- ①健康診断の結果、結核、疥癬等の感染症があったり継続する治療のため共同生活が困難と判断された場合
- ②認知症状がないと判断された場合
- ③その他経管栄養、インシュリン注射、痰等の吸引の医療行為があり事業所として対応できないと判断された場合

※利用申込後、利用できる順番が来た場合に、何らかの事情により利用を延期する申出があった場合は、申込の順番は待機者1番から最終に位置づけられる場合があります。

8. 利用後に重度化により共同生活が困難になった場合

事業所は、ご利用者が加齢や疾病等により重度化しても、住み慣れた場所で少しでも長く生活できる支援を提供していきたいと考えていますが、共同生活が困難な身体状況や精神状態になった場合は、利用終了の手続きとなる場合もあります。また、ご利用者又はご家族等が介護福祉施設等への入所を希望される場合は次のような対応となります。

- ①当法人が運営する特別養護老人ホーム（福寿園、万葉園、梅の香）への入所希望の場合は、各特別養護老人ホームの入所検討委員会に入所判断を付託して入所手続きを進めます。
- ②当法人運営外の特別養護老人ホーム、介護保健施設、介護対応可能な病院等への入所を希望される場合は、事業所として誠意を持って相談に応じ、可能な限り必要な援助を行います。

9. 食事について

併設施設の特別養護老人ホーム万葉園の管理栄養士による基本献立でご利用者の嗜好や健康に配慮した食事を提供いたします。なお、調理は、職員とご利用者の皆さんとの共同で調理することを基本といたします。

- (1) 1日3食を提供します。食事時間は、朝は7時30分、昼は12時、夕食は18時となります。
- (2) 食事は食堂で取っていただきます。

10. 入浴について

入浴は毎日利用できます。入浴できない場合でも週3回の清拭を行います。ただし、ご利用者が拒否した場合などは強制しません。

11. 緊急時、入院時の対応について

健康状態の急変など緊急を要する場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等の措置を講じます。また、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに救急車等を要請します。なお、緊急入院を要する場合は、事業所職員で入院対応をしますが、緊急を要しない入院の場合及び入院後の対応はご家族等で対応することになります。

・協力医療機関 鹿島厚生病院、西町歯科医院

12. 居室、家具等の持ち込みについて

居室へお持込の家具や身の回り品に制限はありませんので、スペースを考慮してお持ち込みください。できればご本人の思い出の品や大切にされていたものなどもお持ち込みください。

13. 外出、外泊について

ご家族等のご都合による外出、外泊は、緊急連絡対応のため事前に申し出をお願いします。また、外泊の場合は、食事の準備等から2日前までに申し出をお願いします。

14. 金銭・貴重品の管理について

お小遣い程度の持ち込みは可能ですが、自己管理できない方の高額な貴重品については、ご家族等で管理をお願いいたします。特別の事情がある場合は事前にご相談ください。

15. ご家族等の宿泊について

ご家族等が宿泊する場合は、ご利用者の居室にて宿泊ができますので、事前に「宿泊届出書」を提出してください。食事の提供をご希望される方は、宿泊日の3日前までお申し出ください。1食270円のご負担を願います。

16. 入居に関わる利用料

・基本的な料金

(円)

内 訳	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料	831	831	848	865	882	900
サービス提供体制強化加算I	6	6	6	6	6	6
家賃	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
食材料費	800	800	800	800	800	800
光熱水費	100	100	100	100	100	100
1日当り	2,837	2,837	2,854	2,871	2,888	2,906
月額当り	85,110	85,110	85,620	86,130	86,640	87,180

※月額は30日当りの料金

・その他の料金

区 分	費 用 (円)		備 考
初期加算	1日あたり	30	利用日から30日以内、又は30日を超える入院から退院後30日に限り、1日当りの費用になります。 ※ご利用者が過去3ヵ月間（自立判定基準ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する場合は1ヵ月間）に、当該事業所を利用したことがない場合に限り算定されます。
若年性認知症入所者受入加算	1日あたり	120	介護保険施行令第2条第6号に規定する初老期（40歳以上65歳未満）における認知症のご利用者を受け入れた場合加算となります。
退居時相談援助加算	1回あたり	400	入所後1ヶ月を超えるご利用者が退去し、居宅で福祉サービスを利用する際に地域の保健、福祉のサービス利用の相談援助を行い、指定期間内にご利用者の介護状況を文書で老人介護支援センターに提供した場合加算となります。

区 分	費 用 (円)		備 考
認知症専門ケア加算 I	1日あたり	3	認知症者の割合等の基準に適合し、指定の専門的認知症の研修を修了している職員を配置し、専門的なケアや研修を実施している場合、日常生活自立度のランクがⅢ、ⅣまたはMに該当するご利用者に加算となります。
理容費	2,000		1回あたりの金額となります。
持込電気器具料金 (1ヵ月当り)	テレビ	350	左記以外の電気器具についてはその都度協議いたします。
	冷蔵庫	900	
	電気ポット	220	
	電気毛布	160	
レクリエーション活動費	材料費等の実費		
おむつ代	実費		

17. 利用料金の請求、納入について

利用料は、毎月10日頃までに請求書をお届けしますので、20日以内に、現金納入又は指定する金融機関(相双信用組合鹿島支店)の口座にお振込みください。

18. 利用の終了について

①ご利用者の都合による利用終了

- ・希望する日の14日前までにお申し出ください。

②自動終了

- ・ご利用者が他の介護保険施設へ入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援1と認定された場合(この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。)

③その他

- ・事業所での共同生活を営むのが困難な身体状況や精神状態になった場合
- ・長期に利用料金の支払いを遅延し、催告したにもかかわらず支払わない場合
- ・ご利用者が病院等に入院し、明らかに1ヵ月以内に退院できる見込がない場合、又は入院後1ヵ月を経過しても退院できない事が明らかとなった場合
- ・やむを得ない事情により、事業所を閉鎖又は縮小する場合

19. 事業所内の写真照会



居室内



居室内洗面台



庭



浴室



食堂